

改正案	現行
<p>Ⅱ－３－４－１ 主な着眼点</p> <p>① 法第 20 条第 1 項に基づく払戻しについて</p> <p>イ. 法第 20 条第 2 項各号に規定する項目について、全ての営業所又は事務所、加盟店及び認定資金決済事業者協会のウェブサイトにおいて適切に掲示が行われるよう、例えば、加盟店へ掲示内容や掲示期間の周知を行うとともに掲示状況の確認を行うなど、適切な措置を講じているか。日刊新聞紙による公告については、払戻しの手続の対象となる前払式支払手段を使用することができる施設の所在する都道府県を全て網羅する形で行われているか。</p> <p>なお、内閣府令第 41 条第 4 項に規定する場合においては、前払式支払手段発行者は、営業所又は事務所及び加盟店における掲示に代えて、内閣府令第 21 条第 2 項各号の方法のうち、少なくとも法第 13 条第 1 項に規定する情報の提供義務を履行するために通常使用している方法により、所要の事項について情報の提供を行う必要がある。</p> <p>ロ. 前払式支払手段発行者は、払戻しを行うに当たり、利用者保護の観点から、以下のような措置を講じることが望ましい。</p> <p>a. 利用終了の周知</p> <p>前払式支払手段の利用機会を一定期間確保する観点から、利用終了日を決定した場合には、速やかに自社ホームページや店頭ポスターでの掲示等により利用終了について周知する。</p> <p>b. 払戻しに係る申出期間</p> <p>法令で定める 60 日間は、最低限の申出期間であり、利用者が払戻しを受ける機会を確保する観点から、十分な申出期間を設定する。</p> <p>c. 払戻しの周知方法</p> <p>法令で求められている方法に加えて、例えば、自社ホ</p>	<p>Ⅱ－３－４－１ 主な着眼点</p> <p>① 法第 20 条第 1 項に基づく払戻しについて</p> <p>イ. 法第 20 条第 2 項各号に規定する項目について、全ての営業所又は事務所及び加盟店において適切に掲示が行われるよう、例えば、加盟店へ掲示内容や掲示期間の周知を行うとともに掲示状況の確認を行うなど、適切な措置を講じているか。日刊新聞紙による公告については、払戻しの手続の対象となる前払式支払手段を使用することができる施設の所在する都道府県を全て網羅する形で行われているか。</p> <p>（注）</p> <p>なお、内閣府令第 41 条第 4 項に規定する場合においては、前払式支払手段発行者は、営業所又は事務所及び加盟店における掲示に代えて、内閣府令第 21 条第 2 項各号の方法のうち、少なくとも法第 13 条第 1 項に規定する情報の提供義務を履行するために通常使用している方法により、所要の事項について情報の提供を行う必要がある。</p> <p>ロ. 前払式支払手段発行者は、払戻しを行うに当たり、利用者保護の観点から、以下のような措置を講じることが望ましい。</p> <p>a. 利用終了の周知</p> <p>前払式支払手段の利用機会を一定期間確保する観点から、利用終了日を決定した場合には、速やかに自社ホームページや店頭ポスターでの掲示等により利用終了について周知する。</p> <p>b. 払戻しに係る申出期間</p> <p>法令で定める 60 日間は、最低限の申出期間であり、利用者が払戻しを受ける機会を確保する観点から、十分な申出期間を設定する。</p> <p>c. 払戻しの周知方法</p> <p>法令で求められている方法に加えて、例えば、自社ホ</p>

改正案	現行
<p>ームページ、加盟店ホームページ、所属する業界団体等のホームページにおいても掲示を行う。</p> <p>なお、払戻しの実効性を確保する観点から、利用終了の周知、払戻しに係る申出期間及び周知方法の設定については、画一的に行わず、払戻しの対象となる前払式支払手段の発行規模（未使用残高、枚数等）や使用態様等の特性を踏まえ、適切な設定となるよう留意する必要がある。</p> <p>ハ. 払戻しの申出を行った利用者について、もれなく払戻しが行われているか。</p> <p>（注1）「利用終了」とは、前払式支払手段の発行の業務の全部又は一部の廃止（相続又は事業譲渡、合併若しくは会社分割その他の事由により、当該事業の承継が行われた場合を除く）をいう。</p> <p>（注2）公告や営業所又は事務所、加盟店及び認定資金決済事業者協会のウェブサイトにおける掲示の実施状況に照らして、前払式支払手段発行者が法第20条第2項に規定する措置を十分に講じたとは認められない場合には、同条第1項に規定する払戻しの手続が適切に実施されたとは認められず、当該期間中に現実に払戻しが行われなかった前払式支払手段については、未使用残高から控除することができないことに留意する必要がある。</p>	<p>ームページ、加盟店ホームページ、所属する業界団体等のホームページ、認定資金決済事業者協会ホームページや、独立行政法人国民生活センターホームページにおいても掲示を行う。</p> <p>なお、払戻しの実効性を確保する観点から、利用終了の周知、払戻しに係る申出期間及び周知方法の設定については、画一的に行わず、払戻しの対象となる前払式支払手段の発行規模（未使用残高、枚数等）や使用態様等の特性を踏まえ、適切な設定となるよう留意する必要がある。</p> <p>ハ. 払戻しの申出を行った利用者について、もれなく払戻しが行われているか。</p> <p>（注1）「利用終了」とは、前払式支払手段の発行の業務の全部又は一部の廃止（相続又は事業譲渡、合併若しくは会社分割その他の事由により、当該事業の承継が行われた場合を除く）をいう。</p> <p>（注2）公告や営業所または事務所及び加盟店における掲示の実施状況に照らして、前払式支払手段発行者が法第20条第2項に規定する措置を十分に講じたとは認められない場合には、同条第1項に規定する払戻しの手続が適切に実施されたとは認められず、当該期間中に現実に払戻しが行われなかった前払式支払手段については、未使用残高から控除することができないことに留意する必要がある。</p>
<p>II-3-4-2 監督手法・対応</p> <p>内閣府令第41条第7項及び第8項による届出書の内容等を確認した結果、法第20条第1項に基づく払戻しの手続が適正に行われたか否かについて、疑義がある場合には、法第18条第4号に基づき発行保証金の取戻しの承認を行う前に、必要に応じて法</p>	<p>II-3-4-2 監督手法・対応</p> <p>内閣府令第41条第4項及び第5項による届出書の内容等を確認した結果、法第20条第1項に基づく払戻しの手続が適正に行われたか否かについて、疑義がある場合には、法第18条第4号に基づき発行保証金の取戻しの承認を行う前に、必要に応じて法</p>

改正案	現行
<p>第 24 条に基づき報告書を徴収することなどにより、当該払戻しの手続が適正に行われたことを確認することとする。</p> <p>その他、検査の指摘事項に対するフォローアップや、不祥事件届出等の日常の監督事務を通じて把握された前払式支払手段の払戻しに関する課題等については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第 24 条に基づき報告書を徴収することにより、前払式支払手段発行者における自主的な業務改善状況を把握することとする。</p> <p>さらに、前払式支払手段の利用者の利益の保護の観点を含む前払式支払手段の発行の業務の健全かつ適切な運営の確保の観点から重大な問題があると認められるときには、前払式支払手段発行者に対して、法第 25 条に基づく業務改善命令を発出することとする。また、重大、悪質な法令違反行為が認められるときには、法第 26 条又は第 27 条に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする（行政処分を行う際に留意する事項はⅢ－3による。）。</p>	<p>第 24 条に基づき報告書を徴収することなどにより、当該払戻しの手続が適正に行われたことを確認することとする。</p> <p>その他、検査の指摘事項に対するフォローアップや、不祥事件届出等の日常の監督事務を通じて把握された前払式支払手段の払戻しに関する課題等については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第 24 条に基づき報告書を徴収することにより、前払式支払手段発行者における自主的な業務改善状況を把握することとする。</p> <p>さらに、前払式支払手段の利用者の利益の保護の観点を含む前払式支払手段の発行の業務の健全かつ適切な運営の確保の観点から重大な問題があると認められるときには、前払式支払手段発行者に対して、法第 25 条に基づく業務改善命令を発出することとする。また、重大、悪質な法令違反行為が認められるときには、法第 26 条又は第 27 条に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする（行政処分を行う際に留意する事項はⅢ－3による。）。</p>
<p>Ⅲ－2－1 発行届出書、登録申請書の受理等 (1)～(4) (略) (5) 第三者型発行者の登録の申請の処理</p> <p>① 内閣府令第 17 条の規定による登録済通知書については、次により取扱うものとする。</p> <p>イ. 登録済通知書を交付するときは、当該第三者型発行者が登録申請書を内閣府令第 54 条の規定により財務事務所又は出張所を経由して提出した場合にあっては、当該財務事務所又は出張所において行うものとする。</p> <p>ロ. 登録番号は、財務局長ごとに決裁を終了した順で 00001 号から一連番号とすること。</p> <p>ハ. 登録がその効力を失った場合の登録番号は欠番とし、補</p>	<p>Ⅲ－2－1 発行届出書、登録申請書の受理等 (1)～(4) (略) (5) 第三者型発行者の登録の申請の処理</p> <p>① 内閣府令第 17 条の規定による登録済通知書については、次により取扱うものとする。</p> <p>イ. 登録済通知書を交付するときは、当該第三者型発行者が登録申請書を内閣府令第 54 条の規定により財務事務所又は出張所を経由して提出した場合にあっては、当該財務事務所又は出張所において行うものとする。</p> <p>ロ. 登録番号は、財務局長ごとに決裁を終了した順で 00001 号から一連番号とすること。</p> <p>ハ. 登録がその効力を失った場合の登録番号は欠番とし、補</p>

改正案	現 行
<p>充は行わないこと。</p> <p>二. 財務局の管轄区域を越える主たる営業所等の位置の変更の届出を受理した場合の登録番号は、新たな登録をした財務局長において上記口に従い一連番号とする。</p> <p>② 登録を拒否する場合は、拒否理由等を記載した内閣府令第19条第3項の規定に基づく登録拒否通知書を登録申請者に交付するものとする（Ⅲ－4参照）。</p> <p>③ 財務局長は、登録を拒否したときは、<u>総合政策局長</u> に対して別紙様式8による第三者型発行者登録拒否通知書に登録申請書の写しを添付して通知するものとする。</p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>(11) 前払式支払手段の発行に関する定期報告等</p> <p>① 前払式支払手段発行者に係る定期報告</p> <p>財務局長は、別紙様式14による届出・登録状況調査表及び別紙様式15による前払式支払手段発行残高調査表を、各通常基準日の翌月から3ヶ月末までに<u>総合政策局長</u> に対して送付するものとする。</p> <p>② 自家型発行者届出及び第三者型発行者登録状況一覧表の提出</p> <p>イ. 届出のあった全ての自家型発行者及び登録を行った全ての第三者型発行者について作成した別紙様式16による届出・登録状況一覧表を、届出及び登録の都度更新し、各基準日時点での当該一覧表の写しを、各基準日後20日以内に<u>総合政策局長</u> に対して送付するものとする。</p> <p>ロ. 当該一覧表には、下記の項目については必ず記載するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発行者名 ・ 発行者の住所 ・ 発行者の電話番号 ・ 前払式支払手段の使用により受けられる物品等又は役務 	<p>充は行わないこと。</p> <p>二. 財務局の管轄区域を越える主たる営業所等の位置の変更の届出を受理した場合の登録番号は、新たな登録をした財務局長において上記口に従い一連番号とする。</p> <p>② 登録を拒否する場合は、拒否理由等を記載した内閣府令第19条第3項の規定に基づく登録拒否通知書を登録申請者に交付するものとする（Ⅲ－4参照）。</p> <p>③ 財務局長は、登録を拒否したときは、<u>監督局長</u> に対して別紙様式8による第三者型発行者登録拒否通知書に登録申請書の写しを添付して通知するものとする。</p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>(11) 前払式支払手段の発行に関する定期報告等</p> <p>① 前払式支払手段発行者に係る定期報告</p> <p>財務局長は、別紙様式14による届出・登録状況調査表及び別紙様式15による前払式支払手段発行残高調査表を、各通常基準日の翌月から3ヶ月末までに<u>監督局長</u> に対して送付するものとする。</p> <p>② 自家型発行者届出及び第三者型発行者登録状況一覧表の提出</p> <p>イ. 届出のあった全ての自家型発行者及び登録を行った全ての第三者型発行者について作成した別紙様式16による届出・登録状況一覧表を、届出及び登録の都度更新し、各基準日時点での当該一覧表の写しを、各基準日後20日以内に<u>監督局長</u> に対して送付するものとする。</p> <p>ロ. 当該一覧表には、下記の項目については必ず記載するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発行者名 ・ 発行者の住所 ・ 発行者の電話番号 ・ 前払式支払手段の使用により受けられる物品等又は役務

事務ガイドライン（案）（第三分冊：金融会社関係 5 前払式支払手段発行者関係）（新旧対照表）

改正案	現行
<p>の内容 ・ 前払式支払手段の金額表示・数量表示の別</p>	<p>の内容 ・ 前払式支払手段の金額表示・数量表示の別</p>
<p>Ⅲ－８ 行政処分の連絡 (1) 登録を拒否した場合（法第10条） 財務局長は、登録を拒否したときは、<u>総合政策局長</u> に対して別紙様式8による第三者型発行者登録拒否通知書に登録申請書の写しを添付して通知するものとする。</p>	<p>Ⅲ－８ 行政処分の連絡 (1) 登録を拒否した場合（法第10条） 財務局長は、登録を拒否したときは、<u>監督局長</u> に対して別紙様式8による第三者型発行者登録拒否通知書に登録申請書の写しを添付して通知するものとする。</p>
<p>別紙様式8（ひな型） （日本産業規格A4）</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 年 月 日</p> <p><u>総合政策局長</u> 殿</p> <p style="text-align: center;">財務（支）局長</p> <p style="text-align: center;">第三者型発行登録申請者の登録の拒否について</p> <p>年 月 日付で申請のあった下記第三者型発行者登録申請者の登録については、下記理由により拒否したので、当該登録申請書の写し等を付して通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>商号又は名称 代表者の氏名 登録の拒否の年月日 拒否理由</p>	<p>別紙様式8（ひな型） （日本産業規格A4）</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 年 月 日</p> <p><u>監督局長</u> 殿</p> <p style="text-align: center;">財務（支）局長</p> <p style="text-align: center;">第三者型発行登録申請者の登録の拒否について</p> <p>年 月 日付で申請のあった下記第三者型発行者登録申請者の登録については、下記理由により拒否したので、当該登録申請書の写し等を付して通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>商号又は名称 代表者の氏名 登録の拒否の年月日 拒否理由</p>

事務ガイドライン（案）（第三分冊：金融会社関係 5 前払式支払手段発行者関係）（新旧対照表）

改正案	現行
<p>別紙様式 17（ひな型） （日本産業規格 A 4） 年 月 日</p> <p>財務（支）局長 殿 届出者 登録番号 財務（支）局長 第 号 住所（郵便番号） 電話番号（ ） — 氏名、商号又は名称 代表者の 氏 名</p> <p>※連絡先、商号又は名称及び氏名に変更があった場合は、財務（支）局長にその旨連絡願います。</p> <p>払戻しの手続等に係る報告書</p> <p>払戻しの手続の実施予定について、下記のとおり報告します。</p> <p>記</p> <p>[1. ～6. 略]</p> <p><u>7. 添付資料</u> <u>公告（案）</u> <u>営業所等における掲示物（案）</u> <u>その他参考となる資料</u></p>	<p>別紙様式 17（ひな型） （日本産業規格 A 4） 年 月 日</p> <p>財務（支）局長 殿 届出者 登録番号 財務（支）局長 第 号 住所（郵便番号） 電話番号（ ） — 氏名、商号又は名称 代表者の 氏 名</p> <p>※連絡先、商号又は名称及び氏名に変更があった場合は、財務（支）局長にその旨連絡願います。</p> <p>払戻しの手続等に係る報告書</p> <p>払戻しの手続の実施予定について、下記のとおり報告します。</p> <p>記</p> <p>[1. ～6. 略] <u>[加える。]</u></p>